

丹波国雀部荘

One the Tanbanokuni-Sasaibenosho

佐藤直市

Naichi SATO

一、成立

松尾大社の荘園については、本研究集録の前号に、その一覧を記した。本稿はその中の雀部庄について調査したものである。⁽¹⁾

はじめに雀部の読み方であるが、松尾大社所蔵文書の「けむけん二ねん」(乾元二年)の「けんによ譲状」(一〇〇号)⁽³⁾によれば「さよいへのしよう」とあり、古くから「さよいへ」といったようである。⁽⁴⁾現在では「さよべ」といつている。

その位置は、由良川と土師川の合流地点より上流の由良川流域一帯で、現在は大部分が福知市に属している。後に述べる本荘園の寄進状には四至が明示されており、それによれば、東は高津郷(現在の綾部市高津町)西は土師郷并奄我(福知山市一式内奄我神社附近)北は大山峯(由良川北岸)となっている。⁽⁵⁾

荘内の村名としては、堤村(三三号)野中村(四一号)いしむむら(一〇〇号)富田村(一〇一号)菅内村(一〇八六号一六号)畠田村(一七〇七一一九号)土村(一七一二号)等が示されている。

この荘園については、幸い、寄進状が残されている。⁽⁶⁾その全文は次の通りである。

丹波国天田郡前貫首丹波兼定謹辭

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院「研究集録」第7号（一九八七年）

一一

奉寄 松尾御社御領私領田島等事

合壹處者

在丹波国天田郡管

四至東限高津郷

南限 庄

西限土師郷并奄我 北限大山峯

右、件田島、兼定先祖相傳私領也、而寛治三年二月五日受病悩沈寢席、前後不覺之刻、可寄進松尾御社御領之由、令申祈^(請カ)之處、以同八日夜、依有夢想之告、任祈請之^(言カ)、忽得平癒、隨件領永寄進既畢、但於本公驗者、以去應徳二年二月廿一日夜、不慮之外、從国衙依被追捕失了、而向後件公驗等雖取出他人、敢不可有後日之沙汰、仍所寄進如右、謹解

寛治五年十一月十五日前貫首丹波（花押）「兼定」^(裏)

これによれば、丹波郡の前の貫主が病氣平癒を祈請したところその験があつたので寄進したことになる。

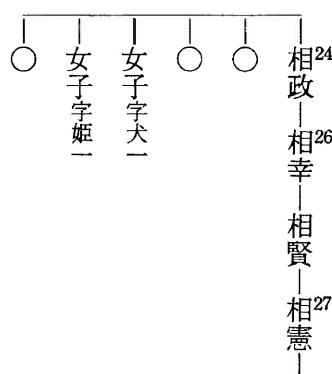
松尾大社と丹波国とが直接結びつく史料としては、「類聚符宣抄」に、治安元年、長元三年にそれぞれ、平野・大原野・梅宮の各神社と共に、丹波国が供菜所とされたという記録がある外は、特に明確なものはない。また松尾大社と丹波氏との関係についても同じである。たゞ、丹波国に關していえば、既に石清水八幡宮領・住吉社領が存在し、寛治年間直後より、賀茂社領が見える。また、天田郡では、当時、神社領は存在していなかつたようである。

文書にいう應徳二年の事件も明確ではないが、莊園の新立等が禁止されていた時期に当るところから、私領についても国司との間になんらかの紛争が起つたものと思える。

さて、松尾社に寄進された訳であるから、その領主職は当然のこととして、代々東本家の神主が領有したようである。これについては、現在、建久八年・乾元二年・明徳三年・文明五年と四通の讓状が残されている。⁽⁷⁾

建久八年については頼親¹⁸—相頼¹⁹—相久²³と伝えられたことが明白であり、しかもその間「多年無他妨領掌畢」と平隱に推移して来たことを窺わせる。次の乾元二年の讓状によると、相幸²⁶—けん²⁷により相憲と伝えられている。ところが、これによれば、神主、相賢がこの莊園を奪い取ろう

と画策したことが述べられている。この内容を次の略系図によって見ると、



相幸が死亡した後、相憲に譲られるまで、「けんによ」が預かっていたものを、相賢が奪おうとしたものである。「けんによ」が誰であるかは特定できないが、文面からは女性と思われる、あるいは略系図中の「犬」と関係があるのかも知れない。そうとすれば、相幸の後、一時、叔母が預かり、相憲に譲ったこととなる。その間、奪取を図った相賢は、東家系図では、「正神主」としているが、東系図の代数には入っていない。「けんによ譲状」の中で「さきのかみぬしすけかた、あまを大ふるにいれんとし、そのしさいわ、このきんへんのひとくみなしりたり」と述べているから、相賢は神主とはなったものの、所領をめぐって確執があったものと思われる、これが、現存する史料では、領主職をめぐる東家内部での最初の紛争である。

右二通は、雀部荘としての記載であるが、明德三年のものは、荘園内の富田村の「御料米以下於社役悉可^(ムシ)其沙汰者也、次預所得分^(ムシ)御麻在事可為領主進退也」を相季²⁹より相勝に譲り与え、文明五年のものは、雀部荘内の案主名等の米二石と畠六百文を、相言³⁵より「あねね」に一期分として譲るといふそれぞれの得分に関するものである。

二、消長

荘園の歴史は、領主側がその権利を守り、武士・在地勢力側がいかにかこれを排除するかの戦いの歴史といわれるが、本荘園も例外ではない。

丹波国雀部荘

以下、その消長のあとを年次順に見ていくこととする。

最初の紛争は養和元年のものである。この時の「官宣旨」（二号）⁽⁹⁾によれば、松尾社領（雀部荘）内の天田川は松尾大社の毎日の供菜所であり、一般の人々にとっては禁漁地域となっている。ところが、奄我荘の荘民が、前山荘の荘司為盛と相語り、治承三年より魚をとり始めた。そこで、雀部荘の神人がその子細を尋ねに行ったところ、神人二人が刃傷されたので松尾社から訴えがあった。その他、関東反逆（頼朝挙兵のこと）の後は神領の押領もあったというものである。これに対し、その停止の官宣旨が出されたのである。⁽¹⁰⁾

この中に出てくる奄我荘とは、前述の如く雀部荘の西に当り、鳥羽法皇の御願寺、宝荘殿院領であり、荘内を由良川本流が流れている。また、前山荘は、雀部荘の南西で、長講堂領として知られ、荘内を由良川支流の竹田川が流れている。

養和年間前後といえば度々、殺生禁断の令が出た時期であり、この奄我荘についても官宣旨の中に「云鳥羽院御時、云當院御時、被禁断殺生之地也」と記されている。このことから、恐らく松尾大社の供菜所として漁の認められている雀部荘内に進出して来たのではないかと思われる。

次は貞応二年の「北条義時御教書」（二三号）⁽¹²⁾に示される地頭代十郎の新儀非法である。これは松尾禰宜相久より訴えられたもので、その一は、地頭名田の年貢を弁じない、次に神人百姓の犯過ができた時、その非科を充分調べず、その家敷地を犯人の跡と称して押領して年貢を済ませず、更に、山河半分を押領するというものである。相久はこれらについて、地頭が「不知代官之所行歟」と疑問というよりは、知っている筈だと言外に語っている。この時の地頭は飯田清重で本補地頭である。⁽¹³⁾貞応二年といえはその六月に新補地頭の得分率が定められているが、それまでの武士の進出についても相久は「承久以後地頭動依張行非法」と訴えている。これ以後、雀部荘では武士との間に緊張関係が続くことになる。

次が有名な嘉禎の相論である。⁽¹⁴⁾たゞ、これについては、既に福知山市史に詳細に分析、報告されているため、ここでは概要を記すにとどめた。⁽¹⁵⁾松尾社禰宜相久が地頭の新儀非法を十ヶ条にわたって訴え、雀部庄雑掌僧覚秀と地頭大宅光信との相論に対し、六波羅探題北条時盛・重時⁽¹⁶⁾が裁決したものである。相論の内容を詳しく伝えた史料が残されているので、地頭がどのようなようにして荘園侵略をやっていったかが極めて具体的にわかるのである。

僧覚秀の申し分は次の通りである。

- 一、地頭名田所当一年分廿五石、十七年分四百廿七石の内、三百余石が未進である。
- 一、日次供祭の魚は鵜飼等をして社家に備進してきたが、山河半分の率法と称して鰓魚を奪い取っている。
- 一、五間三面の地頭庄座を百姓達に造らせている。
- 一、臨時役として段別三百文を徴収している。
- 一、社家の重色の永夫は長日一人であるが、地頭は毎日九人を召仕う下知をしている。
- 一、一年役の坂東夫二人が飯田清重の時から課せられたが（たゞし、代りに米三斗五升紙十帖を十二の番から弁済する）新しく京上夫を課した。
- 一、地頭下向の時、薪十束・藁八十房を課している。
- 一、下司名田の耕作を村別二段と押懸け、百姓達に種子を与えるだけで食料は下行しない。
- 一、伝馬役として、十二番より馬一疋ずつ、計十二疋を地頭下向のため京進させること。
- 一、社家進止の公文を地頭方で召仕おうとしている。

これらに対する光信側の反論等については、福知市史第二巻P 38に一覧表として簡明にまとめられているので、これに譲りたい。

六波羅探題の裁決については、その殆どの条目について「可停止新儀濫妨」「可止新儀」「早可令停止」等として松尾社側の言分を認めただけである。しかし、この史料によって、梶原景時がはじめて武士側の地頭となつてからどの程度の権利を得たのかを整理すると次のようになる。

- 一、下司の職権・得分（給田二町・名田八町）を得たこと。
- 一、下司職の名を地頭とし、その任免権を幕府がもつたこと。
- 一、地頭の庄座として草座を造つたこと。

項目としては僅かであっても武士側の確かな進出基盤ができたことになる。

次は文永六年の下知状に記されている。¹⁷⁾それによると地頭浄心および舎弟光長が

- 一、神供米、雑物を押領、一、政所を破損したことを正禰²⁶⁾相幸が訴えている。この浄心について福知山市史は「光信の子かあるいは孫か、い

ずれにしても、梶原景時のあと地頭となった清重は飯田氏を称し、その子光信は大宅氏を名乗り、そのあと再び飯田氏を称しているのが、この間の経緯については現在のところ知る術がない。⁽¹⁸⁾としている。

このように武士側との対応だけでなく、東家内部にも問題が生じている。嘉元二年十二月の院宣（一七〇七―二七号）⁽¹⁹⁾によれば、松尾社領沽却の地の内、山林神領については、支証が分明であるから、返し付けるといふものである。沽却の経緯は分らないが、前述の「けんによ譲状」が同年四月のことであり、そこでの相賢との確執は触れた通りであるから、おそらく、この問題と関連があると思われる。

以下、年代と概要のみを記す。

元享三年、雀部荘民等が六人部領山野へ出入したこと。⁽²⁰⁾

正中二年、景資法師以下が当荘に打入り、城廓を構え狼藉をしたこと。⁽²¹⁾

建武二年、雀部庄内寺方、良齋が神税を押領したこと。⁽²²⁾

康安元年、荻野三河入道、杉本八郎等が荘内に乱入したこと。⁽²³⁾

応安七年、荻野源六、源八が天田河の鵜飼境を押領したこと。⁽²⁴⁾

の事件が相次いでいる。康安年間の事件については、後に述べる。

さて、このような事件は当然のことながら、鎌倉末期から室町初期の政情の混乱と深くかかわっている。これに関して、所領安堵の院宣が出されている。

建長三年、後嵯峨院々宣⁽²⁵⁾と建武二年、伯家御教書とがこれに該当する。たゞ、建長三年の院宣は先の嘉禎の相論後、約十年程のことであり、且、「彼荘所当内以惣荘得分偏一ヶ月神膳、可致御祈之忠勤」とあるから、内容をより明確にしたものと思われる。

先に地頭設置に伴う混乱を見たが、南北朝にかけては、守護の成長に伴う問題―半済・軍役にかかわる問題が生じている。今、いささか煩瑣ではあるが、それらをすべて記してみる。

半済停止に関するもの、

観応三年、貞治三年八月、同年十二月、貞治四年⁽²⁶⁾

軍役停止等に関するもの

貞和四年 軍役停止⁽³¹⁾

応永三年 相国寺修造の為の段銭役免許⁽³²⁾

応永七年八月 守護課役停止⁽³³⁾

〃 十一月 役夫工米停止⁽³⁴⁾

永享三年 段銭以下臨時課役免除⁽³⁵⁾

〃 四年 段銭並臨時課役免除⁽³⁶⁾

〃 十一年正月 社家之神米を和州の兵糧銭に立てることは無謂⁽³⁷⁾

〃 三月 参官人夫の国催促停止⁽³⁸⁾

〃 十二年 爪持、炭持人夫并臨時課役停止⁽³⁹⁾

文安四年 人足以下諸役停止⁽⁴⁰⁾

康正三年 段銭并臨時課役人夫以下諸公事免除⁽⁴¹⁾

以上、かなり長期にわたるものを一括して記した。これらはそれぞれ停止する命令がでているけれども、甚しい場合には、一年に二度の場合もある通り、領主側の悪戦苦闘ぶりを窺わせるものである。このように表面的にはそれぞれの課役を免れ得たものの如くであるけれども、実際にはかなり妥協しなければならないこともあったようで、次の例はそのことを実証している。

永享十二年には爪持炭持人夫の催促を停止し、正禰宜相長も以前から「一人にても候へ不致沙汰候」と述べているが、文安四年では「一献分之事者、本所・地下半分宛可進候、本所分十六貫五百文、十二月廿日以前厳密ニ可進候」としている⁽⁴²⁾。

また、文明七年には次のような文書が見える。

當荘去年陣夫入目之内名主分事、只今五石且納申候、相銭分者、来八月中可有進納候上者、不可有無沙汰候（下略）⁽⁴⁴⁾

これは雀部荘官より「雀部御本所御奉行所」へあてたものである。さらに一七一二号文書の紙背文書にも、功米十一石并里役人夫十二人を早

丹波国雀部荘

早に渡すよう雀部政所に命じている。

このような情勢から次第に年貢の運上等が行われなくなってくる。永正元年の「室町幕府奉行人連署奉書」⁽⁴⁶⁾では名主、百姓等が近年雅意にまかせて検免と号し、一向煩隠するので神事等懈怠、殊に料米は毎日運上するの年々有名無実になっているのは言語道断の次第であるとして彼是申す者は交名注進せよと命じている。

少し時代が先へ進みすぎたが、ここで先に触れた康安年間の事件にかえりこの内容を見ることとする。⁽⁴⁷⁾康安の事件の少し前、貞和二年の「山名時氏披露状」⁽⁴⁸⁾（一五号）があり、これによれば、雀部荘の下地を相衡に沙汰し付けるといふものであり、これが伏線のように思われる。四年後の延文五年に、秦相音が濫妨を企て、そして康安元年に再び荻野三河入道等の力を得て争ったのである。その直接の契機となったのは、この年の四月、足利義詮より、同荘を大般若経転読之料所とするため雀部荘の地頭職を相季の弟、相頭に命ずるといふ文書である。⁽⁴⁹⁾このように雀部荘が相衡・相頭という家筋によって占められていくことへの反感が相音を立ち上がらせたものであろう。げんに「得前権祝相音證、押寄當荘」とあるから、相音側にもそれなりの言分はあったと思われる。しかし、結果的には、同年十一月、「丹波国守護御教書」⁽⁵⁰⁾（二二号）として、改めて相季に下地を沙汰し付けるといふ命令が発せられたのである。

これだけでは、単なる社家の内紛にすぎないが、当時、丹波国では守護職仁木義尹をめぐる争いがあり、これとの関連が考えられる。さらに、土豪としての荻野家の介入等、室町初期の政情との関連が象徴的に現われた事件といえる。

地頭職をうけた相季がその後、応永十二年に雀部荘を沽却するという出来事が起っている。⁽⁵¹⁾この時は遠江国池田庄、山城国河原田、松尾社辺敷地も同時に沽却されているが、直ちに、相季の孫にあたる相兼⁽⁵²⁾に全領知せしめることによって大きな騒動にはならなかったようである。たゞ、約十年後の応永二十一年に前の正祝正継が安主名の領有を主張して訴出て出ているが、これが沽却の事件と関係があったかどうかは不明である。それよりも、康安の事件との関連で考えるべきであろう。

その後、長祿二年の「室町幕府奉行人連署奉書」⁽⁵³⁾（三三三号）によれば、荘内の堤村を守護代が領掌しているのは「太不可然」社家に沙汰し付けるようとの命令が出ており、支配が脆弱になっていることを窺わせる。

明応九年の同じ連署奉書では荘内、野中村について、一旦相廉に与えたが、同人が死去したので相郷に返却するよう命じている。これら二つ

の文書は内紛というものではないにしても領有関係が曖昧にされつつある状況を物語っており、最後には次のような連署奉書が出されるに至っている。⁶⁷⁾

永正四年のこととして、雀部惣庄は社家一円の神領は明白であるのに、近年は直務が全うされず、神用も行われていないので、これらを専らにするようにというものである。

当荘園の消長を知る最末期のものとして、永正七年の「松尾社領所々事并御下知等引付事」(一七一二号)⁶⁸⁾がある。これは前神主相郷⁶⁹⁾が中心になって荘内―特に野中村、土村井東禪寺分、同佃八斗代、其外諸名とも被官人達に押妨されて「御神物一向依無到来」近年の御神事日供以下諸役が闕怠に及んでいるという訴えである。相郷以下櫛谷祝に至るまで十一名の連署を以て將軍足利義植へ提出している。文中には「公方様へなげき申」とあるように正に悲壯な訴えである。これに対し幕府は今迄の通り奉行人連署奉書によってこれらの押妨を止めるよう命じている。それは右京地代、守護代、荘内名主沙汰人等社家あてと合せて六通のものがあり、すべて一七一二号に一括納められている。如何にも大切にされたようであるが、実はこれ以後、この荘園の消息を伝えるものは殆どないのである。

三、貢租

この荘園がどの程度の広さを持ち、どの程度の年貢負担をしていたのだろうか。これについては、後に触れる末期のものを除いて明確なものはない。たゞ、諸文書に示されている断片的な数字に依らざるを得ないが、とても全容を知ることが困難である。以下、史料に示されたものを掲げる。

嘉禎四年⁶⁰⁾

○代官に対し給町二町・名田八町、この名田の所当年二五石

○日別役として贅魚(鮭、鮎)を社家に備進

○段別三百文、百余町准抛

丹波国雀部荘

○ 社家重色永夫、一日一人

乾元二年⁽⁶¹⁾

○ 雀部荘の内、米四十石、雑穀十石、毎年五の祝の相晴に沙汰すること

建武二年⁽⁶²⁾

○ 雀部荘年貢二百果

○ 畠田・石原村は一ヶ月の神膳を備進

暦応四年⁽⁶³⁾

○ 雀部荘年貢二百果

文明五年⁽⁶⁴⁾

○ 雀部庄内案主名、上分米一石并守末名かゆの米一石、畠一段^{六坪} 三百文

永正元年⁽⁶⁵⁾

○ 料米毎日運上

右の外、角川日本地名大辞典では次のものをあげている。⁽⁶⁶⁾

○ 建久八年、証阿讓状の内容として「年貢米は二百石余、また『為流失弐拾五町代』とあり」（下略）

○ 嘉禎三年、「相久は当社を嫡男権神主相政に譲与したほか、相政母に五〇石、次男相直に富田村、三男相用に十名、女子字犬一に十石、女子字姫一に十石」（下略）

○ 延慶元年、「後宇多上皇院宣では『当社領丹波国雀部庄二百裏』を早く沙汰するよう」（下略）

幸い、この荘園の末期にあたる文明五年⁽⁶⁷⁾、長享二年⁽⁶⁸⁾、明応五年⁽⁶⁹⁾、永正四年⁽⁷⁰⁾にそれぞれ詳細な記録が残されているのでこれによってその内容を見ていきたい。

文明十五年以後の記録ではこの荘園を十二の番にわけ⁽⁷¹⁾、料米等を納めさせている。今各番毎のものを列挙すると次の通りである。

番	坪付 本役夫	御料米 御菜銭	別進麦
一、三町三反三十代	四人	一石八斗 一貫五五一文	一斗六升八合
二、三町五反	三人	一石五升 一貫六一八文	一斗七升五合
三、三町十五代	三人	八斗一合 一貫二二九文	一斗三升三合五勺
四、二町五反三五代 <small>(外ニムシ)アリ</small>	三人	九斗八升一合 一貫五一〇文	一斗六升三合五勺
五、二町六反三十代	三人	八斗二升八合 一貫二七八文	一斗四升
六、二町九反三五代	三人	九升三合 <small>(72)</small> 一貫三九三文	一斗五升五合
七、一町九反十五代	三人	五斗七升九合 八九六文	九升六合五勺
八、三町四反四十代	三人	一石五升 一貫四〇六文	なし
九、一町四反三五代	三人	四斗四升一合 五八六文	なし
十、二町八反	なし	八斗四升	なし

丹波国雀部荘

三人 一貫一三二文

十一、三町三反十五代 九斗三升九合 一斗七升二合五勺

三人 一貫四五六文

十二、二町六反 一石五升 一斗七升五合

三人 一貫六一六文

合 三十三町七反 十石四斗七升 一石三斗七升四合五勺

十五貫六八九文⁷²

この他、断簡の記録ではあるが次のようなものもある。文明五年の「名々色々節季成物」として、十一月十二月分に次のものを挙げて御神楽のせんとうとして、

鳥九羽、菟十二枚

にへの鳥として 十四羽

あひにゑせん納として 一貫二百文

とちの分として 八升二合、栗三升

まつりせんとして四貫二百文

他に

冬成布 十一反 クシ柿 三十六連半

栗 一斗一升八合 公事菟 十六枚

うさぎ 一疋 紙 七束一帖

ひ物 百文 薪 四十束

これらの物を運んだ子細が、これまた断簡として明応五年の分が残されているので、その十一月十二月分を記すと

十一月十日にあもんという人夫が、つきあわ三斗を持って来り、三ケ日間御役をつとめて十二日に帰る。

十一月廿二日に、まつのはらという人夫が、二羽鳥、わた（数量は不明）を持って来、九ケ日の宿直勤仕をする。

十二月晦日、あもんという人夫が、鳥一羽米一斗^(ムシ)、菰五枚、黒^(ムシ)二反、串柿二四ケ、火打一ケをもって来た。国から三ケ日御役を勤めさせてほしいとの送状があるので役勤をさせた。たゞし役の内容については請取に書かない。

となつてゐる。断片的ではあるが、百余町とか、角川地名大辞典にいう二百石に比べると三十三町余、約十石というのは他の諸役を入れても少ない数字である。既に在地勢力にはげしく進出をうけた後といつてもよいであろう。

先述の通り、詳細な記録の最末期は永正七年のことであるが、永正年間といえ、丹波国では波多野氏が急速に勢力を拡大していく時期にあたり、例えば同五年七月、波多野孫四郎が大山荘に乱入し、代官は討死、百姓は逃散したという記録も残されている程、活潑な活動を行っていたのである。おそらく、この時期に雀部荘は決定的な打撃を受けたものと思われる。

註

(1) 大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院「研究集録」(伊丹学舎竣工記念) P 1

(2) この荘園については

福知山市史編さん委員会編著「福知山市」第一巻・第二巻、昭和51年以降。細見末雄著「丹波の荘園」昭和55年。天野主著「天田地方の地名考」一九八四年等の研究がある。

この外、角川日本地名大辞典、京都府上巻、昭和57年にも概要が述べられている。

(3) 松尾大社史料集編修委員会編「松尾大社史料集」の文書番号である。以下、本文中の文書名、番号はすべて同史料集のものである。

なお、一〇〇号文書と同じものが、同史料集「典籍編二」に、京都大学所蔵の松尾大社文書として所載されている。これには「けむけん」の注として「建武」と記している。しかし、「典籍編一」の「東家系図」P 391によれば、建武年間前後の神主は相衡・相世・相季であり乾元年間前後の神主は相幸・相賢・相憲である。この譲状は「こかみぬし、すけゆきのそうてんのしやりやう」を「こんのかみぬし、すけのり」に譲ると記されており、系図と對比すれば明かに「けむけん」は「乾元」とするのが正しく、「建武」としたのは誤りであると思われる。

(4) 「荘園志料」P 897には「ササキベ」とふりがなをつけている。既に福知山市史等にも指摘されている如く、吉田東伍氏の「大日本地名辞書」では、旧三岳村を和名抄にいう雀部郷とし、これを「ササキベ」と読んでいる。そして「倭名抄の雀部郷は三岳村に佐々木の大字あり、即彼処とす」として、「ササキ」と読む理由を示している。しかし、後述する如く、雀部郷は三岳村ではないから、「ササキベ」と読むのは無理であり、「荘園志料」も佐々木との

丹波国雀部郷

混同から来たものではないかと思われる。

- (5) 寄進状では、南は欠字となっている。しかし、例えば竹内理三編「荘園分布図」下巻、P 182に示されるように、六人部庄かと思われる。ただ、この南限について、前記、細見著「丹波の荘園」P 127で「六人部庄に接するのだろうか」とされ、「福知山市」では巻一P 561に、「南は土師郷」とされている。

福知山市史第一巻P 561に、寄進状の全文が、東文書として載せられている。ところが、この文書として紹介されている四至と平安遺文・第四巻・一三〇一号の東文書及び、史料集・典籍篇一P 235の東文書に示されている四至とが異なっている。それは、福知山市史に引用されている文書では、南限が全く欠落しており平安遺文等では「南限□□庄」としている点と、福知山市史で「南」となっているところが平安遺文等では「西」としている点とである。従って福知山市史に引用されている文書では西がないため、「南は土師郷と（西）」の字を欠いているが、「奄我郷まで」と説明している。本稿では、平安遺文等の東文書に従っておく。

なお注(4)に触れた通り、このように四至が明確に示されているのであって、三岳村でないことは明白である。

- (6) 平安遺文第四巻一三〇一丹波国天田郡前貫首丹波兼定寄進状、東文書、史料集・典籍篇一、P 235、東文書一
建久八年の譲状については、文書篇一、P 34、P 78および典籍篇二、P 70
乾元二年は、文書篇一、P 79、典籍篇二、P 72
明德三年は、文書篇一、P 84、典籍篇二、P 73
文明五年は、文書篇一、P 76、典籍篇二、P 74
- (7) 肩書の数字は東系図（一六六二号、文書篇七、P 63）による神主の代数である。これは、東家系図（典籍篇一、P 387）と若干相違があり、検討が必要であるが、今はただ、前後関係を知る目安として記した。
- (8) 史料集・文書篇一、P 32
- (9) 天田川の魚については、御条目（一〇八六一六号）によれば、「天承」の昔から一般には停止されていると述べている。
- (10) 天治二年・大治二年・文治四年
- (11) 史料集・文書篇一、P 185
- (12) この当時の地頭は梶原景時——飯田清重——大宅光信——飯田浄心となっている。
- (13) 史料集・文書篇三、P 395、典籍篇二、P 37およびP 113
- (14) 前掲、福知山市史第二巻P 6以下
- (15) 史料集、一〇八六一六号と典籍篇二のP 44とではこの連署を時盛と時房とし、典籍篇二のP 120では時房と泰時としている。文書の署名は、越後守平と相模守平とである。嘉禎四年当時の六波羅探題は、南が越後守北条時盛と北が相模守北条重時とであるから、史料集の比定は再考を要すると思われる。
- (16) 史料集・文書篇一、P 184、二〇二号

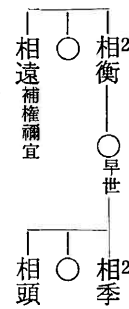
	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	前掲、福知山市史第二卷、P 11
	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	史料集・文書篇七、P 212
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	、	、	、	、	、	、	七、	、	、	、	七、	一、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	七、	、	、	、	、
	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P
	214、	208、	209、	214、	207、	208、	208、	204、	204、	206、	205、	167、	214、	210、	212、	209、	210、	209、	209、	209、	211、	213、	38、	31、	206、	212
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一七〇七―六号	一九八号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一七〇七―二九号	〃	〃	〃	〃
	一三一号	一二二号	一六号	一三一号	一一一号	一三三号	一三三号	一二二号	一八号	一七〇七―六号	一九八号	一三三号	一二一号	一二八号	一七号	一二〇号	一九号	一八号	一八号	一八号	一八号	一七〇七―二九号	一二五号	一七〇七―二九号	一七〇七―九号	一七〇七―九号
																										公方家御教書御奉書写第四

丹波国雀部莊

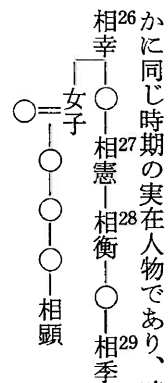
大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院「研究集録」第7号（一九八七年）

二五

- (44) " "、P 214、" 一三二号
 (45) " "、P 258、一七二—一五号
 (46) " "、P 50、四二号
 (47) " "、P 258、一七二—一四号、一六号
 前掲「丹波の荘園」P 129以下に、この時の紛争が詳述されている。
 (48) 史料集・文書篇一、P 39
 (49) 相音なる人物はこの時期としてはどの系図にも見当たらない。
 この時期の略系図は次の通りである。



- (50) しいて発音の近いものをさがせば「相遠」ということになる。もしこれが正しいとすれば、東家内部の雀部荘をめぐる紛争といえる。なお、相音は応永年間と江戸初期とに二人が実在している。
 史料集・文書篇七、P 211なお、この文で「正禰宜相頭」とあるところの註として（頭）とされている。これは編集の際つけられたと思われる。相頭も確かに同じ時期の実在人物であり、略系図で示せば次の通りになる。



- このようにかなり離れた関係で、しかも当時は代々、正祝か権祝の家柄であった。したがってやはり本文の通り相頭とする方が正しいのではないかとと思われる。
 (51) 史料集・文書篇一、P 42
 (52) " "、典籍篇二、P 179、革島文書
 (53) 史料集・ " "、P 180、"
 (54) 一六六二号の東系図では相豊³¹ — 相兼³²としている。しかし、典籍篇一、P 392の東家系図では相豊の註として「始相兼改名豊後、又相兼」とし、相豊と相兼は同一人物となっている。先述の通り、今後の検討課題である。
 (55) 史料集・文書篇一、P 46
 (56) " "、" "、P 50、四一号

